

○無線設備規則別表第三号二十二ただし書の規定に基づく別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局並びにその送信設備のスパリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件（平成二十四年総務省告示第二百四十二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
一 無線設備規則別表第三号 22 ただし書の別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局は、四七〇 MHz を超え七一四 MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。 二 前項の陸上移動局の送信設備の別に定めるスパリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。			一 無線設備規則別表第三号 22 ただし書の別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局は、四七〇 MHz を超え七一四 MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。 二 前項の陸上移動局の送信設備の別に定めるスパリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。		
帯域外領域及びスパリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスパリアス発射の強度の許容値	スパリアス領域における不要発射の強度の許容値	帯域外領域及びスパリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスパリアス発射の強度の許容値	スパリアス領域における不要発射の強度の許容値
中心周波数から（±）占有周波数帯幅の二・五倍	二・五マイクロワット以下	四ナノワット以下 ただし、中心周波数から（±）一 MHz 以内の帯域並びに四七〇 MHz 以下及び七一〇 MHz を超える帯域においては二・五マイクロワット以下	中心周波数から（±）占有周波数帯幅の二・五倍	二・五マイクロワット以下	四ナノワット以下 ただし、中心周波数から（±）一 MHz 以内においては二・五マイクロワット以下
注 スパリアス領域における不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、次のとおりとする。			注 スパリアス領域における不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、次のとおりとする。		
スパリアス領域の周波数帯		参照帯域幅	スパリアス領域の周波数帯		参照帯域幅

九 kHz を超え一五〇 kHz 以下	一 kHz
一五〇 kHz を超え三〇 MHz 以下	一〇 kHz
三〇 MHz を超え一 GHz 以下	一〇〇 kHz
一 GHz を超えるもの	一 MHz

九 kHz を超え一五〇 kHz 以下	一 kHz
一五〇 kHz を超え三〇 MHz 以下	一〇 kHz
三〇 MHz を超え一 GHz 以下	一〇〇 kHz
一 GHz を超えるもの	一 MHz